

事務連絡
令和5年4月5日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

(公社)全日本トラック協会
常務理事 山崎 寛

「特殊車両通行制度」講習会の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別なるご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路法では、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めており、この一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両）が通行するには、道路法に基づき、通行の許可または通行経路の確認の回答を受ける必要があります、これを「特殊車両通行制度」といいます。

今般、当協会では、「特殊車両通行制度」の基本的な内容について、運送事業者の実務担当者の理解を深めることを目的として、別紙のとおり国土交通省道路局の担当官による講習会を開催することに致しました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会の会員事業者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、WEB参加の方法として、各協会の会場に参加者を集め、WEB参加する形式を取られても構いませんので申し添え致します。 敬具

（添付書類）

○「特殊車両通行制度」講習会を開催します

※全ト協ホームページ掲載の案内となります。

<https://jta.or.jp/member/anzen/oogata/tokusha202305koshu.html>（会員専用）

<本件に関するお問い合わせ先>

企画部 道路企画室 小山、廣瀬

TEL : 03-3354-1068 E-mail : dourokikaku@jta.or.jp